

社会福祉法人向陽会 理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人向陽会 定款第 8 条及び第 21 条に定めるとおり無報酬とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。